



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表
令和2年11月25日

報道関係者 各位

〔照会先〕

熊本労働局 雇用環境・均等室

室長 桑原 光照

雇用環境改善・均等推進監理官 北口 健一

雇用環境改善・均等推進指導官 星川 知子

(電話番号) 096-352-3865

「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」を開設します！

～開設期間：11月24日～12月28日～

厚生労働省では、新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対する助成金として「小学校休業等対応助成金」を創設しています。

対象となる休暇取得の期間は延長され、令和2年2月27日から12月31日までとなっていますが、2月27日から9月30日までの休暇に関する申請期限は12月28日までとなっています。

申請期限が迫っていることから、申請期限内に事業主が確実に申請できるよう、事業主に対して必要な支援を行うため、全国的に特別相談窓口を設置することとなりました。

熊本労働局（局長 木下正人）では、以下のとおり雇用環境・均等室に「小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口」（資料1）を開設し、労働者からの相談（事業主に助成金制度の設置を依頼したが断られたなど）や事業主からの相談（助成金制度を知らなかったなど）に対応することといたします。

なお、熊本労働局ホームページのトップに掲載している「新型コロナウイルス感染症関連特別ページ」に「5 小学校等が臨時休業した場合等の保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）」に当該助成金の申請様式、記載方法等を掲載しています。

小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口

設置場所：熊本労働局雇用環境・均等室

開設期間：令和2年11月24日～12月28日

受付時間：8時30分～17時15分（土日、祝日除く）

電話番号：096-352-3865

【添付資料】

- 1 小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口ご案内
- 2 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金をご活用ください

小学校休業等対応助成金の活用方法と 相談窓口のご案内

令和2年2月27日から同年12月31日までの間に、**新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者**に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！
* 詳細は裏面をご参照ください

活用方法・申請期限

- ・ 令和2年2月27日から9月30日までの休暇に関する**申請期限は12月28日**です。
※ 令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇に関する申請期限は令和3年3月31日です。
- ・ 助成内容は**特別休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10**(※)です。
※ 日額上限：15,000円（令和2年3月31日までの休暇分については8,330円）
- ・ この助成金は、**既に欠勤や年次有給休暇の取得として処理された分**についても、事後的に特別休暇に**振り替えた場合は対象**になります。

事業主の皆さまには、この助成金を活用して**有給の特別休暇制度を設けていただき、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただくとともに、過去に欠勤等で処理した分**についても、**特別休暇に振り替えて**本助成金をご活用いただけるよう、ご検討をお願いします。

労働者の皆様へ：相談窓口のご案内

- ・ 都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』では、「**企業にこの助成金を利用してもらいたい**」等の労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ**を行っています。**【ご相談は裏面の相談窓口一覧まで】**

事業主の皆様へ：申請手続き及び申請に係る相談窓口のご案内

- ・ 申請手続き、助成金の**支給要件等の詳細**について、下記の**コールセンター**でご相談に対応しています。助成金の**申請書類は、下記の「受付センター」まで郵送**をお願いします。
- ・ また、都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』において、**申請書類の作成支援を全面的に行います。**

① **【コールセンター】** 申請方法等のお問い合わせは、下記のフリーダイヤルまで（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

② **【受付センター】** 申請書の提出先は、こちらです。

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号 学校等休業助成金・支援金受付センター

※ 郵送先は厚生労働省・都道府県労働局ではありません。

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

③ **【都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口』** 裏面参照

主な支給要件

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）等

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

その他の支給要件や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



新型コロナ 休暇支援

検索

小学校休業等対応助成金に係る特別相談窓口

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6867-0211	滋賀	077-522-6648	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3501	大阪	06-7660-0072	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8834 022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0850	福岡	092-411-4764
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-2777	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-8124	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-1212	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0313	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-306-1860	三重	059-226-2110	徳島	088-652-2718		

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



厚生労働省

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金をご活用ください

【令和2年9月30日発表】

対象となる有給休暇の期間を、令和2年9月30日⇒同年12月31日に延長しました！

令和2年2月27日から同年12月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！ ＊詳細は裏面をご参照ください

➡ 事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

助成内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10／10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円に引き上げました。）を上限とする）

申請期限：●令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分

⇒令和2年3月18日から同年12月28日まで

●令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分

⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

＊①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

＊事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい）

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

②お問い合わせについては、下記のフリーダイヤル（コールセンター）まで

（フリーダイヤル）**0120-60-3999** 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

③申請書の提出先

〒137-8691 新東京郵便局 私書箱132号
学校等休業助成金・支援金受付センター

※郵送先は厚生労働省ではありません。

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。
（宅配便などは受付不可）

新型コロナ 休暇支援

検索



※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

※雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局などでも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。
- ・なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）
 - ★障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。
- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- （ア）新型コロナウイルスに感染した子ども
- （イ）新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）
- （ウ）医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※ 学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※ 業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

④対象となる有給の休暇の範囲

日曜日、夏休みなどに取得した休暇の扱い

「①に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・学校：授業日 ※日曜日や夏休み（夏休み期間が再設定された場合は、再設定後のもの）などは対象外
- ・その他の施設（放課後児童クラブなど）：本来施設が利用可能な日

「②に該当する子ども」に関する休暇の対象は以下のとおりです。

- ・授業日であるかにかかわらず、その子どもの世話をするために休暇を取得した日

半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

- ・対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

就業規則などにおける規定の有無

- ・休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則などが整備されていない場合でも、要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

- ・対象になります。ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。

労働者に対して支払う賃金の額

- ・年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払うことが必要です。
助成金の支給上限である8,330円（4月1日以降に取得した休暇は15,000円）を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。